

# ロシアにおける青少年保護のための インターネット規制と運用

2012年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

本報告書に関する問い合わせ先：  
日本貿易振興機構(ジェトロ)  
調査企画課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32  
TEL: 03-3582-5544  
FAX: 03-3582-5309  
email: [ORA@jetro.go.jp](mailto:ORA@jetro.go.jp)

#### 【免責条項】

ジェトロは、本書の記載内容に関して生じた直接、間接的若しくは懲罰的損害及び利益の喪失については、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされている場合であっても同様とします。

(C)JETRO 2012

本報告書の無断転載を禁ずる

## ● ジェトロアンケート ●

## 調査タイトル：ロシアにおける青少年保護のためのインターネット規制と運用

ジェトロでは、主として中小企業の関係者の皆様が海外にて円滑に事業展開できることを目的に本調査を実施いたしました。報告書をお読みいただいた後、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1：今回、本報告書で提供させていただきました「ロシアにおける青少年保護のためのインターネット規制と運用」について、どのように思われましたでしょうか？

(○をひとつ)

4：役に立った 3：まあ役に立った 2：あまり役に立たなかった 1：役に立たなかった

■質問2：①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

--

■質問3：今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

--

■お客様の会社名等をご記入ください。(任意記入)

ご所属	<input type="checkbox"/> 企業・団体  <input type="checkbox"/> 個人	会社・団体名
		部署名
		お名前

※ご提供頂いたお客様の個人情報については、ジェトロ個人情報保護方針 (<http://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～

## 目次

1. インターネット上における未成年者保護に関する法律 .....	2
2. インターネット上で未成年者保護の観点から問題が発生した場合の「ホットライン」 その他の通報手段 .....	10
3. インターネット上の規制に関する異議申立て.....	16
4. インターネット産業の利益を代表して活動する業界団体.....	19

本冊子は、ジェトロ・モスクワ事務所が2012年2月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントはジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。

## 1. インターネット上における未成年者保護に関する法律

2012年2月の時点において、インターネット上の脅威からの未成年者保護に関する問題を規定する法律については、特別法が策定されている途中の段階にあり、ロシア連邦憲法(以下、「憲法」という。)第29条および第55条に基づく、情報配信に関する現行の規定を適用している。

憲法第29条第4項は、一定の制限の下で、各人に「合法的な任意の手段での情報の自由な検索・受信・伝達・作成・配信の権利」を認めている。憲法第55条第3項では、人および国民の権利と自由は、いくつもの事例においてとりわけ他人の道徳、健康、権利、合法的な利益を保護する目的上必要な限りにおいて連邦法によって制限され得るとされ、この規定が基本的な制限となっている。この条文の規定は憲法第29条第2項の基準の中で部分的に明らかにされており、そこでは、社会的・人種的・国家的・宗教的な嫌悪感や敵対心をおこさせる宣伝や扇動的行為を認めず、また、社会的・人種的・国家的・宗教的・言語的な優越の宣伝を禁じている。ロシア連邦憲法に規定されている法令に従い、「情報、情報技術および情報の保護に関する連邦法」(2006年7月27日付第149-FZ号)が、かつて効力を持っていた「情報、情報化および情報の保護に関する連邦法」(1995年2月20日付第24-FZ号)に代わり適用されている。

ロシア連邦国内での違法コンテンツを定める法規範の基礎となるのは当該連邦法の第10条第6項である。その定めるところでは「戦争の宣伝や民族主義的、人種的、宗教的な憎悪や敵対心を煽る行為に向けられる情報の配信、さらに、その他、その配信に刑事責任または行政責任を伴う情報の配信」を禁じている。このように本内容で扱う規範は、その構造上包括的なものであり、憲法第29条第2項の規範を部分的に繰り返しながら、法律の執行者をロシア連邦刑法典(1996年6月13日付第63-FZ号)およびロシア連邦行政違反法典(2001年12月30日付第195-FZ号)の規定に差し向ける。とりわけロシアの刑法典および行政違反法典は以下を禁じている。

- テロ行為を呼びかけるアピール運動やテロを正当化する社会的行為(ロシア連邦刑法典第205.2条)。
- 麻薬、向精神薬または類似品の違法販売および麻薬や向精神物質を含む植物または麻薬や向精神物質を含む植物の一部の違法販売(ロシア連邦刑法典第228.1条- インターネット関係においては、上記の物質の販売組織や販売実行のためのインターネット利用が対象となる)。

- 麻薬・向精神薬の服用の勧誘(ロシア連邦刑法典第 230 条)-インターネット関係では、インターネット上の情報がこうした行為のために利用される場合に当該条文が適用される。
- 宗教的団体または社会的団体の枠組みで、国民への暴力や国民の健康を害するものと結びついた活動または国民を国民的義務の拒否やその他の不法行為に向かわせる活動の宣伝(ロシア連邦刑法典第 239 条第 2 項)。
- 疑いなく未成年である者に対する売春の勧誘(ロシア連邦刑法典第 240 条第 3 項)および疑いなく未成年である者に対する売春の斡旋(ロシア連邦刑法典第 241 条第 2 項および第 3 項)。
- 配信・上演・宣伝の目的での未成年のポルノ画像や映像のある資料、物品を製作・保管・ロシア連邦の国境を超えた移動、これらの配信・上演・宣伝、同様に未成年者に対してポルノの性質のある見世物への出演を依頼すること(ロシア連邦刑法典第 242.1 条)。
- 過激主義的な活動を呼びかけるアピール運動(ロシア連邦刑法典第 280 条)。
- 性別、人種、国籍、言語、出身、宗教の違い、公的ないしはマスメディアの力によって作られた社会団体への所属といった特徴から嫌悪感や敵対心、人間や団体の尊厳に対する侮辱を起こさせること(ロシア連邦刑法典第 282 条)。
- 政権の代表に対する侮辱(ロシア連邦刑法典第 319 条)-インターネット上にこうした侮辱を掲載することを含む。
- 麻薬・向精神薬またはその前駆体、麻薬・向精神薬またはその前駆体を含む植物、麻薬・向精神薬またはその前駆体を含む植物の一部の宣伝もしくは違法な広告(ロシア連邦行政違反法典第 6.13 条)。
- 特殊なマスメディアの手段で、人に無意識に働きかける、および(または)人の健康に有害な影響を与える隠れたパッチが含まれる情報コンピューターファイルや情報テキストを処理するソフトウェアの製作および(または)配信(ロシア連邦行政違反法典第 13.15 条第 1 項)。
- ナチズムの属性やシンボルまたはナチズムの属性やシンボルと混同するほど類似した属性やシンボルの宣伝および上演(ロシア連邦行政違反法典第 20.3 条第 1 項)。

- 公表されているロシア連邦の過激派資料リストに掲載されている過激派資料の大量配信、同様に大量配信の目的でのそれらの製作または保存(ロシア連邦行政違反法典第 20.29 条)。

上記の内容とインターネット利用による脅威から未成年者を保護する問題との関連性については、インターネット上での情報の公開・配信など、上記の行為を実現するためのインターネットとそのサービスの可能性があることによって理解される。ロシアの刑法および行政違反行為に関する法律は、概して、違法行為または犯罪行為の特別な手段としてインターネットを扱うものではない。その関係から、コンピューターソフトやインターネット・サービスを使って実現される、上記の行為は、ロシア刑法典やロシア連邦行政違反法典の条項によって判断されるのである。

また、健康と発育に有害な影響を与える情報から未成年を直接保護することに関する特別法が必要とされる関係で、2010 年 12 月、「健康と発育に有害な影響を与える情報からの児童の保護に関する連邦法」(2010 年 12 月 29 日付第 436-FZ 号)にロシア連邦大統領が署名し、2012 年 9 月 1 日から発効することになっている。この連邦法の第 1 条第 2 項第 2 号によると、この連邦法は、前記の「情報、情報技術および情報の保護に関する連邦法」が規定する、情報流通分野での規制をすり替えることなく、未成年者という特別な保護の対象に関して従来の規制に加えさらなる規制を導入している。

同法第 2 条は、以前ロシアの法律には知られていなかった一連の定義を導入、特に、法執行の実務でかつて論争となっていた一連の概念を規定した。同法では、児童の情報へのアクセスという概念を「自由に配信される情報を児童が取得し、利用する実際の物理的な可能性」と定義し、児童がアクセスできる場所を「マスメディアの媒体および(または)情報通信ネットワーク上に掲載される情報製品へ児童がアクセスすることのできる公共の場を含む、児童のアクセスおよび(または)児童の立ち入りが禁じられていない公共の場」と定義している。当該法律によって、情報製品の概念は、「ロシア連邦国内における取引を目的とするオーディオ・映像機器(音源の種類を問わない)、電子計算機のためのソフトウェア、データベース、また見世物を介して配信される情報、情報通信ネットワーク(インターネットを含む)や移動体通信網に現れる情報(一部略)」であり、その際、児童のための情報製品は、「テーマ、内容、芸術的表現、児童の身体的・心理的・精神的・道徳的な発育に適応する情報製品」と定義され、「見世物」は、「児童がアクセスできる場所で、通常の家家族構成員でない人々が相当数居合わせる場所での情報製品の公開(一部略)」であることから、見世物の定義は、伝統的な、映画ビデオ上映や演劇的な上演の範囲よりもずっと広範囲になっている。また、ロシアの法律において初めてポルノの性質を持つ情報に対する法的定義がなされ(「自然描写として、または人間の性器の描写および(また

は)性交として、あるいは、動物に対して行われる行動も含む、性交と比較される性的な性質の行動として知覚される情報)、自然さの基準は(「人間、動物、人体および(または)動物の体の部分、動作(不作為)、事件、現象の任意の方法を使った、それらの部位や解剖学的な細部および(または)生理上のプロセスに焦点を当てた任意の形式での画像・映像または記述」とされ、このことは、ロシア連邦刑法典第 242.1 条に「児童ポルノ」という用語が含まれていながらも、実質には以前のロシアの連邦法には存在しなかったポルノの定義を明確化することとなり、これまでの同条を適用した法執行の大部分の問題を取り除くに違いない。

当該連邦法の条文に用いられている用語「児童」は、「ロシア連邦家族法典」(1995 年 12 月 29 日付第 223-FZ 号)で用いられており、実質的には「未成年者」という語と同義である。ロシアの法律は国内において成人年齢を満 18 歳と定義している(「ロシア連邦民法典」、1994 年 11 月 30 日付 第 51-FZ 号、第 21 条第 1 項)。

児童に配信することが絶対に禁じられている情報や、その製品が条件付ける年齢によって児童への配信が制限される情報の基準は、法律によって定められている。当該法律の第 5 条 2 項に従い、児童への配信が禁じられている情報は以下のものである。

- 健康に悪影響を与える情報や自殺の原因となる情報を含め、生命および(または)健康の脅威を想起させる行為に児童を向かわせる情報。
- 児童に麻薬・向精神薬および(または)麻酔薬・煙草・アルコール・リカー類・ビール・ビールの入った飲料の服用や博打の参加や売春、放浪、物乞いを促す情報。
- 当該連邦法で規定される事例を除いて、暴力および(または)残忍性を容認することに基づくまたはそれらを正当化する情報、または人や動物に対して暴力を振るうことを促す情報。
- 家族の尊厳を否定し、両親および(または)家族の構成員に対する不遜を育む情報。
- 不法行為を正当化する情報。
- 卑猥な罵詈を内容に含む情報。
- ポルノの性質を内容に含む情報。



当該連邦法第 5 条第 3 項に従い、一定の年齢区分の児童への配信が制限されている情報は以下の通りである。

- 残忍性や肉体的および(または)心理的な暴力、犯罪またはその他の反社会的行動に関する画像・映像や記述のある情報。
- 暴力を行使しない死や病気、自殺、大惨事、事故および(または)その後遺症の人間の尊厳を貶める形式で作られた画像・映像や記述を伴う、児童に不安や恐怖、パニックを与える情報。
- 男女の性的関係の画像・映像や記述として理解される情報。
- 卑猥な罵詈に区分されない罵り言葉・表現を内容に含む情報。

同法第 6 条第 3 項に基づき、以下の通り年齢による情報製品の区分を規定している。

- 6 歳未満の児童を対象とした情報製品。
- 満 6 歳以上の児童を対象とした情報製品。
- 満 12 歳以上の児童を対象とした情報製品。
- 満 16 歳以上の児童を対象とした情報製品。
- 児童への配信が禁じられる情報製品(満 18 歳以上を対象とした情報製品)。

年齢区分に関する情報製品の詳細な基準は当該連邦法の第 7 条から第 10 条に記載されている。教育機関の適用する情報製品の分類は、教育分野の法規範の適用によっても策定され(第 6 条第 4 項)、映画の分類については、これもやはり情報製品の配信を管理する法律に従うことが必要である(第 6 条第 5 項)ことを念頭に置かなければならない。

当該連邦法の第 6 条第 1 項に従えば、情報製品の区分は、ロシア連邦国内で情報製品の流通を開始する前に製作者または配信者自身が独自に策定する。当該連邦法の第 12 条に従えば、情報製品には情報製品に応じた表示が記載されなければならない。当該法律の第 11 条第 4 項に従えば、この第 11 条第 4 項で規定された例外のケースを除いては、情報製品の表示がなければ、情報製品の配信は認められない。

当該法律には、情報製品のインターネット上の流通に対する追加的な要求を含んでいる。とりわけ、第 14 条は、集団アクセスポイントにおいて、児童の健康および(または)発育に有害な影響を与える情報から児童を保護する技術やソフト機器を当該通信オペレーターが用いるという条件下で、児童の、情報通信ネットワーク(インターネットを含む)を媒体として配信する情報へのアクセスを認めている。

情報通信ネットワーク(インターネットを含む)や移動体通信網に現れる情報製品を含む、児童を対象とした情報製品上で、児童の健康および(または)発育に有害な影響を与える情報製品の製作への参加に児童を案内する掲示は認められない(第 15 条第 1 項)。児童の健康および(または)発育に有害な影響を与える情報から児童を保護する技術やソフト機器に求められる条件や情報製品の表示の様子はロシア連邦通信・マスコミ省が策定をし、当該執行機関の命令という様式で公布される。

情報製品の配信の過程において、またはその配信の開始前に、全権特命の国家机关の決定により情報製品の製品テストが行われる場合がある(第 17 条第 1 項)。情報製品の製品テストは、法人、個人事業主、社会団体、その他の非営利団体、国民(第 17 条第 2 項)の申請によっても行われ得る。とりわけ、製品テストは、その情報製品が児童の健康および(または)発育に有害な影響を与える情報を含んでいるかどうかの有無、または、その情報製品が情報製品の一定の区分に適合しているか否か、またその情報製品が情報製品の表示と一致しているか否かの判定項目により実施される(第 18 条第 2 項第 7 項)。審査官や製品テストの実施に関する基本的な要件は当該法律の第 4 章に定められおり、それらはロシア連邦通信・マスコミ省の命令によって具体化することになっている。審査の結果により、当該連邦法に情報製品が適合していない旨、および発見された違反の除去に関する命令書の実施に関する決定を当該機関が提出することがある。

「児童の健康および発育に有害な影響を与える情報からの児童の保護に関する連邦法」第 4 章に明記される情報製品のテストの方法は、「ロシア連邦検察庁に関する連邦法」(1992 年 1 月 17 日付)に従い、検察庁のイニシアチブによってこうした製品テストを実施する可能性を除外せず、同法第 10 条に従い、検察機関は申請書や告訴、不法行為についての情報を含むその他の申立てを審議するとされることは注目に値する。

児童の健康および(または)発育に有害な影響を及ぼす情報からの児童の保護に関するロシア連邦の法律の遵守についての国家管理と監督を遂行する全権を持つ連邦行政機関や検察庁の他に、法執行機関もまた、情報配信に関する犯罪または行政違反行為の証拠が提出された場合において、違反行為の事実を認定することができる。

ロシア連邦行政違反法典第 6.17 条(2012 年 9 月 1 日発効予定)に従い、「児童の健康および発育に有害な影響を与える情報からの児童の保護に関する連邦法」の規定を破る行為に対して直接的に行政責任が策定されている。それに従えば、児童の健康および(または)発育に有害な影響を及ぼす内容の情報製品を児童に配信する際の要件違反には、その行為が刑法上罰せられるべき行為を含まない場合には、国民に対して行政違反行為に相当する物品の押収と 2,000 ルーブル<sup>1</sup>から 3,000 ルーブルの罰金、公務員に対して 5,000 ルーブルから 1 万ルーブルの罰金、法人以外の事業活動の主体者に対しては行政違反行為に相当する物品の押収および(または)90 日未満の活動停止処分と 5,000 ルーブルから 1 万ルーブルの罰金、法人に対して行政違反行為に相当する物品の押収および(または)90 日未満の活動停止処分と 2 万ルーブルから 5 万ルーブルの罰金が科せられる(ロシア連邦行政違反法典第 6.17 第 1 項)。情報通信ネットワーク(インターネットを含む)の媒体を通して配信される情報へのアクセスポイントにおいて、テレマティクスサービスを提供する通信オペレーターが、児童の健康および(または)発育に有害な影響を及ぼす情報から児童を保護するための技術やソフト機器を使用していない場合、法人以外の事業活動の主体者に対して 5,000 ルーブルから 1 万ルーブルの罰金、法人に対して 2 万ルーブルから 5 万ルーブルの罰金が科せられる(第 6.17 条第 2 項)。情報通信ネットワーク(インターネットを含む)上に掲載される、児童を対象とした情報製品に、児童の健康および(または)発育に有害な影響を与える情報製品の製作へ児童を向かわせる案内を掲載した場合には、国民に対して 1,000 ルーブルから 1,500 ルーブルの罰金、公務員に対して 2,000 ルーブルから 3,000 ルーブルの罰金、法人に対して 2 万ルーブルから 3 万ルーブルの罰金が科せられる(第 6.17 条第 3 項)。

マスメディアについては、ロシア連邦行政違反法典第 13.21 条第 2 項(2012 年 9 月 1 日発効予定)に従い、児童の健康および(または)発育に有害な影響を与える内容のマスメディア製品を児童に配信する際の所定の規則に違反した場合、国民に対して行政違反行為に相当する物品の押収と 2,000 ルーブルから 3,000 ルーブルの罰金、公務員に対して行政違反行為に相当する物品の押収と 5,000 ルーブルから 1 万ルーブルの罰金、法人に対して行政違反行為に相当する物品の押収および 2 万ルーブルから 20 万ルーブルの罰金が科せられる。その他、「マスメディアに関するロシア連邦法」(1991 年 12 月 27 日付第 2124-1 号)第 25 条に従い、児童の健康および(または)発育に有害な影響を与える情報から児童を保護することに関するロシア連邦法の遵守について国家管理および監督を行う連邦行政機関の申立てに基づいた裁判によって、このようなマスメディアの配信は中止される可能性があり、

---

<sup>1</sup> 1 ルーブル=約 2.9 円 (2012 年 3 月時点)

その際には、当該の条項で述べられている訴訟確保の必要という目的から、当該製品の配信について、裁判で停止処分となる可能性がある。児童の健康および(または)発育に有害な影響を与える情報からの児童の保護に関するロシア連邦法の遵守について国家管理および監督を行う、連邦行政機関の命令書を特定の期間内に履行しない場合には、ロシア連邦行政違反法典第 19.5 条第 16 項(2012 年 9 月 1 日発効予定)に従い、国民に対して 3,000 ルーブルから 5,000 ルーブルの罰金、公務員に対して 3 万ルーブルから 5 万ルーブルの罰金、法人以外の事業活動の主体者に対して 3 万ルーブルから 5 万ルーブルの罰金および(または)90 日未満の活動停止処分、法人に対して 30 万ルーブルから 50 万ルーブルの罰金および(または)90 日未満の活動停止処分が科せられる。

配信される情報の中に犯罪行為やその他の行政違反行為の特徴が見出される場合にも、刑事事件あるいは行政違反行為として全権を持つ法律の執行機関(構成による、ロシア連邦犯罪調査委員会、内務機関、麻薬流通監督庁等)によって告発される。刑事事件審理機関の間の権限区分は、ロシア連邦刑事訴訟法典第 151 条に定められている。

## 2. インターネット上で未成年者保護の観点から問題が発生した場合の「ホットライン」その他の通報手段

犯罪や行政違法行為を訴える法的手段としては、犯罪や行政違法行為について、法律の執行機関に告訴・告発状を提出することである。ロシア連邦刑事訴訟法典第 145 条によると、犯罪行為に関する告訴・告発内容を審査した後の結果によって、刑事訴訟の起訴か、不起訴処分か、あるいはロシア連邦刑事訴訟法典第 151 条に規定された刑事事件審理機関の権限区分に従った審議への移送かのいずれかとなる。採択された決定は通報者に通告され、その際に通報者に対しては、当該の決定に異議申し立てを行う権利があることや異議申し立ての手順についての説明がなされる。ロシア連邦刑事訴訟法典第 141 条によれば、犯罪行為に関する通報は、口頭あるいは書面によって行われ、その際、犯罪に関する書面での告訴・告発は、通報者の署名を必要とし、犯罪についての口頭での告訴・告発には、通報者および取締官との間で調書が作成される。調書には通報者並びに通報者の身分証明に関する情報が明記されなければならない。犯罪に関する匿名での通報は刑事訴訟の場合には適用されない。事情聴取に通報者が個人的に立ち会えない場合、その告訴・告発は、刑事訴訟法典第 143 条が規定する手順、すなわち犯罪に関する被疑事実の報告という形で行われる。インターネットを通じて一般市民の協力を得る目的で、ロシア連邦の法律の執行機関によるポータルサイト [www.112.ru](http://www.112.ru)（ロシア語のみ）が作られたが、このポータルサイト上で犯罪に関する通報システムを構築することも理論上は可能である。

インターネット上での違法コンテンツ配信の即時停止を実現するための手段として、インターネット上の違法コンテンツの通報を受け付ける「ホットライン」という媒体もある。「ホットライン」は、法律の執行機関のメカニズムに入るものではない。これは、官民協力によるネット環境の自主規制制度として機能しながら、ネットユーザーやインターネット産業（ホスティング業者、コンテンツ・プロバイダー、ドメイン・レジストラ）、非営利グループ、専門家組織、法律の執行機関の相互連携によって、インターネット上での違法コンテンツ配信の事実に対して効果的な対応を行っている。

ロシアには、2008 年 8 月から違法コンテンツの通報を受け付ける「ロシア・インターネット安全センター」(2009 年 10 月まで「ロシア・インターネット安全ナショナルセンター」)が参画する「ホットライン」が存在している。この「ホットライン」は以下の 9 つの分類について匿名条件によるユーザーからの違法コンテンツの通報をインターネット上で受け付けている。

- 未成年の性的搾取のシーン。
- インターネットを介して未成年を性的な行為へ惹き込む行為(グルーミング)。

- インターネット上での麻薬の宣伝および普及。
- 人種的・民族的・宗教的な反目を呼び起こす内容を含むコンテンツ。
- テロの宣伝および社会的な正当化。
- 児童虐待シーン。
- サイバーハラスメントとサイバーストーキング。
- インターネット詐欺とソフトに関する脅威。
- その他の脅威。

また、「ホットライン」への通報の送信は、以下のアドレスから入手できる専用のウェブフォームを利用して行う。

[www.saferunet.ru](http://www.saferunet.ru)

ロシア・インターネット安全センターの総合ポータルサイト(ポータル上の「ホットライン」ボタンをクリック)。「ホットライン」が扱うすべてのカテゴリでの通報を送信できる。

[www.rushotline.ru](http://www.rushotline.ru)

「ホットライン」のダイレクトアドレス(「ホットライン」が扱うすべてのカテゴリでの情報を送信できる)。

[www.nedopusti.ru](http://www.nedopusti.ru)

「性犯罪」、「児童虐待シーン」や「サイバーハラスメント」を中心とする関連のテーマのカテゴリでの通報を送信できる。

[www.huliganam.net](http://www.huliganam.net)

「サイバーハラスメント」と「児童虐待シーン」のカテゴリを中心とする通報を送信できる。

[www.narkomanam.net](http://www.narkomanam.net)

「インターネット上での麻薬の宣伝および普及」のカテゴリを中心とする通報を送信できる。

「ホットライン」への通報は完全に匿名で送信される。通報送信の際には事前の登録やその他個人が特定されるいかなる行為も要求されない。「ホットライン」は送信者の IP アドレスやその他個人が特定されるいかなるデータの追跡も行わない。

通報の送信プロセスは最大限に簡素化されている。通報の送信のために利用者は、違法コンテンツのサイトの URL をコピーし、「ホットライン」のウェブフォームの然るべき空欄に貼りつけ、通報者があてはまると考えるそのサイトの違法コンテンツのカテゴリーの欄にチェックを入れる。利用者は、希望すれば、自分の名前かニックネームと連絡先のメールアドレスを入力することができる。しかし、これら個人情報に関連するデータの入力が必要項目ではない。つまり、通報の送信はそれらの項目を入力せずとも、違法コンテンツの URL とカテゴリーのみが含まれていれば送信することができる。スパムメールから保護するために captcha のようなスパムメール対策も施されている。

2009 年 5 月からロシア・インターネット安全センターの「ホットライン」は、世界中の国々の約 40 の「ホットライン」が参加する INHOPE「ホットライン」国際ネットワークのメンバーである。INHOPE 国際ネットワークのメンバーであることにより、早急にサイトを閉鎖する目的での、国の司法権が及ばないところで掲載されている違法コンテンツについての情報交換が、国境を越えてスムーズに行われる。例えば、未成年の性的搾取に関する海外の違法コンテンツの配信停止にかかる平均時間は 48 時間である。

ロシア・インターネット安全センターの「ホットライン」は違法コンテンツについて利用者からの通報を受け、第一次チェックを行い、評価を下す。第一チェックの結果によって「ホットライン」の分析者は、違法コンテンツに関する最終プロセスの開始、またはその通報の作業の中止かの決定を下す。最終プロセスの開始については、コンテンツの所在(国、プロバイダ、ドメイン・レジストラ)を突き止め、その結果に従って然るべき措置(最終プロセス)をとる。コンテンツがロシア連邦の司法権内にある場合は、プロバイダに公共での当該コンテンツへのアクセスを停止する必要がある旨の通知状が送られる。また、権利保護機関と調査に関する相互協定が結ばれている場合、権利保護機関に情報が送られる。また、「ホットライン」の通知状にプロバイダが反応しない場合にも、当該コンテンツの配信を停止するための然るべき処置を取るべく権利保護機関に情報が送られる。

ロシア・インターネット安全センターの「ホットライン」が業務を開始してから 2012 年 1 月 1 日までの間に、「ホットライン」は 39,177 件の違法コンテンツについての通報を受信した。「ホットライン」開設後 3 年半の活動の結果、最も多いカテゴリーは「未成年の性的搾取シーン」(14,547 件)、2 番目は「児童虐待シーン」(6,827 件)、続いて「サイバーハラスメント」(6,080 件)、「人種・民族・宗教間の反目を煽る兆候のあるコンテンツ」(5,947 件)となっている。2011 年下半期(全体として 2011 年上半期に比べて 39%増の 10,681 件の通報あり)は、麻薬の宣伝や普及の兆候のあるコンテンツに関する通報が急激に増えた(2011 年上半期の 228 件に対して

1,664 件)こと、また人種差別や民族主義のコンテンツに関する通報数が確実に増えている(2011 年上半期の 1,404 件に比べて 1,906 件に増加)。<sup>2</sup>

受信した通報の認定率に関しては、2011 年下半期の結果では、「麻薬の宣伝と普及」の категорияが 55.6%、「サイバーハラスメント」が 55.4%と最も多い認定率で、これらの категорияは「ホットライン」が創設されてから常に高いレベルの認定率となっている。加えて、「児童虐待シーン」が含まれるコンテンツも認定率が高い(2011 年下半期の結果は 49.8%)。

上述の категорияとは逆に、「未成年の性的搾取シーン」の categoriaに関する通報は、全体について直近の 12 カ月の認定率が確実に増加傾向(2010 年下半期 25.5%、2011 年上半期 32.6%、2011 年下半期 39.5%)にあるにも関わらず、常に低い認定率である。これは、まず児童ポルノとはもっぱら、未成年であることが確認されている実際の人間の画像や映像であるとされているロシア刑法典の児童ポルノの規定の特殊さに関係している。つまり、児童ポルノに関するコンテンツが児童との性行為の描写が文章である場合、未成年の特徴をもった芸術によるキャラクターの映像(例、いわゆる「アニメ」)である場合、また実際の人間の映像であるが、身体の特徴から年齢が特定しにくく、明らかに「成人」(ロシアの法律では 16 歳)未満であるといえない場合は当 categoriaに含まれない。また、ロシアの法律と判例によると「児童ポルノ」とは少なくとも未成年の性器の露出した画像や映像であるとされているため、送られてきた画像や映像の分類に影響を与える(この傾向は「児童の健康及び発育に有害な影響を与える情報からの児童の保護に関する連邦法」でも同様である)。

認定に関して常に「問題」となるのが、「人種・民族・宗教間の反目を煽る兆候のあるコンテンツ」(以前は「過激主義」)の categoriaの通報である。受信する通報が高い確率で認定されないのは、利用者によって通報されるコンテンツのほとんどが、「ホットライン」によって、国民の言論の自由・政治・社会批判(特に政府や権利保護機関の活動についての批判)の権利に基づいた表現であるとみなされ、国民は公民権と政治的権利に関する国際条約とロシア連邦憲法第 29 条(第 1 項と第 3 項)に従い追跡されるべきでないとしている。いずれにせよ、2011 年下半期には「ホットライン」での当 categoriaへの認定率が大幅に増加している(2011 年上半期の 24.6% に対して 39.4%)。

<sup>2</sup> インターネットにおける違法コンテンツ撲滅「ホットライン」とロシア・インターネット安全センターの 2011 年下半期の活動報告書。//モスクワ、地域社会団体「インターネットテクノロジーセンター」(ROTSIT) (2012 年) ; インターネットにおける違法コンテンツ撲滅「ホットライン」とロシア・インターネット安全センターの 2011 年上半期の活動報告書。//モスクワ、地域社会団体「インターネットテクノロジーセンター」(ROTSIT) (2011 年)。



「ホットライン」の運営は、権利保護活動団体「レジスタンス」の協力の下で、地域社会団体「インターネットテクノロジーセンター」(ROTSIT)が行っており、「ホットライン」の分析者が受信した通報の第一チェックを独立して偏見を持たずに行うことを保証している。権利保護機関との連携については、作業の順序や「ホットライン」が権利保護機関に送る情報の要件、情報の伝達方法やその他「ホットライン」とその権利保護機関が質の高い連携をとるために必要な問題を規定している然るべき協定や規則をもとに行われる。

地域社会団体「インターネットテクノロジーセンター」(ROTSIT)は、ロシア連邦におけるインターネットの発展と普及のための活動をしているロシアで最も古い社会団体である。地域社会団体「インターネットテクノロジーセンター」は 1996 年に設立された。地域社会団体「インターネットテクノロジーセンター」の活動の主な指針はロシアにおけるインターネットの普及、監視、発展である。地域社会団体「インターネットテクノロジーセンター」の活動は、インターネット利用者とインターネット産業、国の代表機関との対話の構築、また地方も含めたロシアの国民間、またビジネスの場や国の機関におけるインターネットの普及と一般化、そしてロシアにおけるインターネットとインターネットの発展に関する決定をする際の市民団体と国の機関との専門的共同作業グループの形成である。地域社会団体「インターネットテクノロジーセンター」は 1997 年から開催されているインターネットの問題に関するロシアの主要会議(ロシアインターネットフォーラム『RIF』)の創設者であるほか、インターネットの普及と一般化のための地方での取り組みである「全ロシアインターネットマラソン」も創設した。さらに、ロシア連邦出版・マスコミ局が創設した、インターネットの分野での功績を称える国の賞である「ルネット賞」に専門機関として協力している。地域社会団体「インターネットテクノロジーセンター」の専門家は定期的にインターネットに関係する規範の決定(「児童の健康及び発育に有害な影響を与える情報からの児童の保護に関する連邦法」など)に携わる専門作業グループに参加している。<sup>3</sup>

権利保護活動団体「レジスタンス」は 2005 年 12 月 15 日に設立された。当団体の目的と課題は、国民に法的支援を与える際の新たなメソッドやアプローチの開発、人権保護機関や犯罪被害者の法的権利の保護を目的とする市民団体との現実的な連携のメカニズムを構築すること、国民や関連団体に権利に関する情報を普及させること、市民団体と権利保護機関や裁判所との相互理解と協力関係の構築などである。

権利保護活動団体「レジスタンス」は、当分野で活動する非営利団体と合同で会議や円卓会議、セミナーを開催、作業グループを組織、パートナーである非営利団

---

<sup>3</sup> ROT SIT 公式ホームページ : [www.rocit.ru](http://www.rocit.ru)

体の情報を「レジスタンス」のインターネットポータルサイト、機関誌、あるいはブックレットで掲載できるようにしたり、イベント開催のための場所の提供で協力したり、また、関連団体の出版活動に関して公表したりしている。また国民に心理的、法的支援をする分野での経験の定期的交流、実践メソッドの共同開発、人権や人間の自由の保護の分野における非営利団体の活動に直接関係する最新の法改正についての議論、現代の権利保護活動を行う非営利団体が直面している問題や課題の最善の解決法を共同で探している。<sup>4</sup>

「ホットライン」の運営をする法人の定款では、「ホットライン」は会員制であることを規定していない。

この「ホットライン」は、現在、違法コンテンツに関してロシア連邦内で有効であると同時に国外の INHOPE のネットワークのメンバーである「ホットライン」と機動的に連携して活動を行っている唯一の「ホットライン」である。

---

<sup>4</sup> 権利保護活動団体「レジスタンス」公式ホームページ：[www.soprotivlenye.ru](http://www.soprotivlenye.ru)

### 3. インターネット上の規制に関する異議申立て

コンテンツの創造や提供に関わるコンテンツ関連企業へのロシア連邦法違反に関する申立ては、個人や法人、また、然るべき分野の規制を実施したり、法の遵守を監視したりする政府機関からも寄せられる。

ロシア連邦通信・マスコミ省に関する政令(2008年6月2日付ロシア連邦政府決定第418号により承認)の第1条によると、IT、マスコミ分野(インターネット網の発展を含む)における国家政策を策定・実行する機能や法規を規制する機能を果たす連邦行政機関は、ロシア連邦通信・マスコミ省である。また、同政令の第7条では、ロシア連邦大統領とロシア連邦政府の直接的な命令となっている規范文書のケースを除いて、ロシア連邦通信・マスコミ省は、管理や監督機能を果たす機関ではないと規定している。実際に、上述の分野において国家管理や監督機能を果たす機関となっているのは、通信・IT・マスコミの分野の監視を行う連邦局(ロシア連邦通信・IT・マスコミ監督局(ロスコムナゾル))で、このことは同局についての政令(2009年3月16日付ロシア連邦政府決定第228号により承認)の第1条に規定されている。同政令の第2条に従い、通信・IT・マスコミの分野の監視を行う連邦局はロシア連邦通信・マスコミ省の管轄下となっている。また、「ロシア連邦検察庁に関する連邦法」第1条第2項によると、ロシア検察庁は、営利・非営利団体の経営者や首脳機関による法の遵守を監督する。これらの機関からの命令は履行されるべき法的義務があり、命令の不履行があった場合、ロシア連邦行政違反法典第17.7条に従い、行政責任が問われる。特に「ロシア連邦検察庁に関する連邦法」第6条によると、第9.1条、第22条、第27条、第30条、第33条に挙げられている検察庁の管轄の要件は無条件で規定の期間に履行されなければならない。検察庁の管轄の要件を履行しない場合、また出頭命令に反した場合も法律により責任を追及される。

ロシア連邦通信・IT・マスコミ監督局に関する政令第6条に従い、同局は以下の権利を有する。

- 所管の問題を解決するために必要な情報を定められた手順に従い照会、また受領すること。
- 所管の問題に関係する必要な調査・実験・検査・分析・評価・学術調査を行うこと。
- 所管の問題を研究する目的で、指定された手順に従い学術団体やその他の団体、また学者や専門家を招くこと。
- 政府の機関、自治体、法人、個人に所管の問題について説明すること。

- ロシア連邦の法律で定められている手順と事例において、当該分野において法人や個人が必須条件を違反しないように予防措置を講ずること、または違反の結果招いた事態を処理すること。

「ロシア連邦検察庁に関する連邦法」の第 6 条第 2 項によると、検察機関に委ねられた機能を遂行するために必要不可欠な統計その他の情報、証明書、書類やその写しは、検察の要求があれば無償で提供されることになっている。

ロシア連邦憲法第 46 条に従い、全ての国民が権利と自由を裁判で弁護することが保障されている。政府機関・自治体・市民連合・公務員の決定や行為（もしくは不作為）は起訴され得る。従って、連邦機関の遂行義務のある決定は裁判にかけられる可能性がある。

当活動分野における国家管理と監督を行う目的でのロシア連邦通信・IT・マスコミ監督局の地方支部の決定については、同局長官、あるいはロシア連邦通信・マスコミ省大臣宛に、裁判手続き、あるいは行政手続きに沿って申立てが行われる可能性がある<sup>5</sup>。

また、検察機関から出された命令は上級の検察機関、あるいは裁判所に申立てされる可能性がある。「ロシア連邦検察庁に関する連邦法」第 10 条によると、検察による決定も自分の権利を守るために裁判に持ち込むことを妨げないと規定されている。裁判所の判決・決定・裁定・決議は上級の裁判所にのみ上告・抗告されうる。検察機関に送られてきた申請書・申立書・その他の文書は連邦法で定められた手順と期間で審理される。申請書・申立書・その他の文書への回答は拒否されることもある。申請や申立てが拒否された場合、取られた決定の不服申し立ての手順、裁判所への上告の権利（法律で認められている場合）が申請者に対して説明されなければならない。但し、裁判になっている案件の判決や判決結果の執行を行っている機関や担当官に申立書を転送することは禁じられている。

「ロシア連邦検察庁に関する連邦法」第 1 条第 2 項に従い、検察庁は連邦の各省・国の委員会・部局・その他の連邦行政機関・ロシア連邦主体の代表（立法）機関・行政機関・地方自治体・軍の機関・国家監督機関、そしてその公務員による法の遵守とそのような機関によって策定された法的文書を監督している。また、同法第 10 条に従い、検察庁は違法行為についての情報を含んだ申請書・申立書・その他の文書を審議する。これにより、担当の連邦行政機関による違法行為の可能性の事実も検察機関に告発されうる。

---

<sup>5</sup> ロシア連邦通信・IT・マスコミ監督局の地方支部のサイトに提供された情報の一部は以下を参照：<http://08.rsoc.ru/law/p4225/>

「ロシア連邦の国民からの文書の審議方法に関する連邦法」(2006年5月2日付第59-FZ号)の第12条第1項に従い、国の機関・地方自治体・然るべき権限のある担当官に届いた文書は、その文書が登録されてから30日の間に審議される。ロシア連邦最高検察庁の命令によって承認された「文書審議の手順とロシア連邦の検察機関と施設における申請者の受け入れに関する指示書」(2001年12月24日付第80号)の第4.1条に従い、追加の検討や検査の必要ない文書は15日以内に審議される。

コンテンツ使用に関連する代表機関の命令への申し立ての準備の際には、「情報とIT、情報の保護に関する連邦法」第17条第3項に従い、特定の情報の配信が連邦の法律によって制限されるか禁止される場合は、以下のサービスを提供する人はそのような情報を配信したことへの民事責任を負わないことを考慮する必要がある。

- 他人の情報を変更や修正をすることなく伝達するサービス。
- その人がその情報伝播の違法性を知らなかったという条件下で、情報の保存とアクセスを保障するサービス。

#### 4. インターネット産業のために活動する業界団体

インターネット産業のため、政府機関と民間の研究所との相互協力をするロシアの有力な協会としては、現在、ロシア電子通信協会(正式名称「非営利団体『電子通信協会』」略語:RAEK)がある。ロシア電子通信協会(RAEK)は2006年、地域社会団体「インターネットテクノロジーセンター」が直接関与して設立された。

同協会の目的は、ロシアにおいてインターネット利用者、またインターネット市場の関係者としての専門的活動に関する法律や規則が存在する文明的な情報社会形成である。当協会の主要な課題の一つは、政府と情報・通信・ITの分野で活動する企業との間の効果的な対話の形成である。このため、ロシア電子通信協会はロシアにおける通信社会の発展と国際的な通信世界においてロシアが責任ある対応を行う国であるというイメージが堅固なものになるよう、社会にとって意義のある課題の解決のため積極的に活動を行っている。

当協会の主要な活動は以下の通りである。

- **立法活動**

ロシア連邦通信・マスコミ省における作業グループの枠内での立法活動への関与、法案の監視、具体的な産業の観点から法案を立案し、政府代表機関に引き渡すこと。

- **社会活動**

当該分野の問題を扱う下院やロシア連邦の公共議会の会議や展示会、会議、意見交換、作業グループに専門家として参加すること。

- **調査活動**

情報通信技術の分野のより重要で現実的なテーマの研究と、必要不可欠な場合には、当該分野の発展のため、より現実的な問題に関する社会における議論を国のレベルで、もしくは国際レベルで始められるようにする。

- **プロジェクト活動**

当該分野においてビジネス上の相互活動の基準を構築し、インターネットのセキュリティを保障し、当該分野の教育や科学への支援と発展に寄与する。

同協会が上記の方向性で常に活動を続けるために、専門分析的、また現実的な委員会システムが実働しており、常に協会の会員と当該分野の様々な機関とを結びつける専門分析的で現実的な場が設けられている。委員会の仕事の方向性は、第一に情報通信技術分野における重要な指針を戦略的に発展させていくための助言をすることである。

現在、ロシア電子通信協会には 80 の会員が加盟している。

2012 年 1 月 1 日現在の同協会会員

- 1C-Bitrix
- ADLabs
- ADV
- AdVantShop.NET
- AGIMA
- Allsoft.ru
- ALTWeb Group
- Artstyle MEDIA
- Begun
- BFM.ru
- BONNIER Publications
- Boutique.ru
- Buongiorno Digital
- ChronoPay
- COMDI
- CPA NETWORK
- «Digital Access»
- DST Advisors
- Enter LLC
- Fast Lane Ventures
- Free-lance.ru
- Google Russia

- GRAPE
- Group-IB
- HeadHunter Group
- i-Free
- INFOX
- ITECH.group
- ITF (ITF World Company)
- LiveTex
- Mail.Ru
- Microsoft
- MIND Labs
- Netcat
- NOTAMEDIA
- OpenStat
- OZON.ru
- PayOnline
- Progrestar
- «Promo DIGITAL»
- QSOFT
- RMA
- RU-CENTER
- SeoPult
- SKCG
- Softkey



- Softline
- Subscribe.ru
- SUP (Livejournal.com)
- TEMIND
- Umisoft
- Uniteller
- Webinar.ru
- WebMoney Transfer
- WinNER
- ICQ
- Ashmanof and partners
- Vkontakte
- Web Optima
- Gurov and Partners
- Dengi Online
- Jino
- Dnevnik.ru
- Interfax
- Kavanga
- Kupikupon
- Kaspersky
- Megaplan
- Moscow State University of Economics, Statistics and Informatics
- Nectarin

- Oborot.ru
- Odnoklassniki.ru
- PRO-VISION
- «Rambler»
- RBK Soft
- RIA NOVOSTI
- RBK
- ROTSIT
- Filanco
- Utinet.ru

非営利団体「ロシア電子通信協会」の定款第 7 章に従い、当協会は新たな会員を受け入れている。当協会の会員には、協会の定款を認め、一定の会費を納め、活動への支援や協会の目的の実現への投資行うすべての法人が会員になれる。ロシア連邦に事務所を持たない外国法人によるロシアの非営利団体への入会(加盟)についてはロシアの法律で規定されていないが、一連の弁護士は、「非営利団体に関する連邦法」(1996 年 1 月 12 日付第 7-FZ 号)第 15 条第 1.2 項に含まれる非営利団体の創立者や会員になれない個人、法人一覧表とロシア連邦民法典第 2 条第 1 項第 4 段落の規定に基づいて、ロシア連邦に登録された事務所や認可のない外国法人でも、ロシアの法律で提示されている外国書類の公認に関する条件<sup>6</sup>を満たせばロシアの非営利団体の会員になれるとしている。いずれにせよ、Google や Microsoft のようなグローバル企業の会員選定の経験に基づくと、「ロシア電子通信協会」では法人としてのロシア政府への登録がある上述の会社のロシア事務所や支社が同協会の会員となっている。

---

<sup>6</sup> <http://www.allpravo.ru/diploma/doc21p4/instrum3485/print3489.html>

「ロシア電子通信協会」の運営機関の概要は以下の通りである。

- 協会の会員が集まる全体会議(同協会の最高運営機関。全体会議は1年に1度以上の頻度で、翌年度の6月30日以前に定期的に招集される)。
- 協会理事会(同協会の現行の合議機関)。
- 協会の保護委員会(会員全体会議によって承認された協会の保護委員会についての決議に従い活動する5人以上で構成される会合)。
- 協会の専門協議会(会員全体会議や協会の理事会によって承認された協会の専門協議会についての決議に従い活動する20人以上で構成される会合)。

「ロシア電子通信協会」の定款の英語版は以下 URL に掲載されている。  
<http://raec.ru/en/about/rules/>

「ロシア電子通信協会」と政府機関の共同活動に応じて、法律問題に関する「ロシア電子通信協会」の委員会は、ロシア連邦法律やインターネット産業に関する法律の立案のモニタリングを常に行っている。委員会の活動結果は現行の、もしくは審議中の法律、法律文書への具体的な提案となりうる。同委員会の決定は、定期的に「ロシア電子通信協会」のサイト [www.raec.ru](http://www.raec.ru) に公表される。さらに、その決定は政府の然るべき機関やマスコミへ向けられている。また、同委員会は分野内の立場を議論するためインターネット分野を代表する企業や専門の政府組織の参加を交えた自らの行事(円卓会議・各部会・聴講会・コンフェレンス)を発起する。

インターネット産業と政府の代表機関との対話を構築するために「ロシア電子通信協会」は以下のようなイベントを開催している。

- **RIW (Russian Internet Week)**  
インターネット産業界の展示会および会議で、例年、10月末にモスクワで開催される。
- **RIF+KIB**  
ルネットの最大規模の専門会議(地域社会団体「インターネットテクノロジーセンター」から「ロシア電子通信協会」に会議開催権が移譲された)。
- **ルネット賞**  
「ロシア電子通信協会」がイベントの運営面での開催者である。

- **ルネットブログ**

ロシアのブログとブロガーの優秀者を決定する年次コンクール。

- **i-COMference**

インターネット・マスコミとマスコミの発展を考える会議。地域社会団体「インターネットテクノロジーセンター」の専門会議であるi-マスコミとi-コミュニティを合わせて、「ロシア電子通信協会」に開催権が移譲される形で開始された。（地域社会団体「インターネットテクノロジーセンター」の「i-コンフェレンス」シリーズ会議（『i-セーフティ』）の第3回のコンフェレンス。現在は、「ロシア・インターネット安全センター」によって「国際安全なインターネット週間フォーラム」という名称で行われている。

ロシアにおける青少年保護のためのインターネット規制と運用

---

2012年3月発行

著作・発行 日本貿易振興機構(ジェトロ) 海外調査部

〒107-6006 東京都港赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階

---

Copyright © 2012 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載